

第二百二十五号議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和八年六月九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例
 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「、同法第百三条」を「並びに同法第百三条」に改め、「並びに同法第百七十七条の六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）」を削り、同条第二項の表中

二 軽自動車税	
1	環境性能割
2	種別割

前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額
 前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額

二 軽自動車税 前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額 に改め、同表中十の項を削り、十一の項から十四の項までを十の項から十三の項までとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例

(以下「新条例」という。)の規定は、令和八年度の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整から適用する。
(経過措置)

2 新条例第十二条第二項の規定の適用については、令和八年度に限り、同項の表中

二 軽自動車税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額	とあるのは、
---------	----------------------------	--------

二 軽自動車税	東京都規則で定めるところにより算定した額
二の二 地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方税法に規定する軽自動車税の環境性能割	東京都規則で定めるところにより算定した額

とする。

3 新条例第十二条第二項の規定の適用については、令和九年度及び令和十年年度の各年度に限り、同項の表二の項中「前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額」とあるのは、「東京都規則で定めるところにより算定した額」とする。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。